

1 基本的心構え

- 動物は命あるものです。飼い主は家庭動物等の習性をよく理解し、愛情をもって扱うとともに、一生面倒を見ましょう。
- 飼い主は、人と動物がうまく共生していくためにも、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑をかけたりすることがないように、責任を持って飼いましょう。

2 家庭動物等とは？

愛がん動物（ペット）や伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭で飼われている動物や学校等で飼われている動物で、鳥類、哺乳類、爬虫類に属するものをいいます。

3 家庭動物を飼う前に考えなくてはいけないこと

- 動物を飼う前には、動物の特性をよく調べ、目的に合った動物を選択し、最後まで飼うことができるかどうか慎重に判断することが重要です。
- 特に野生動物等の飼育は、大変難しいものです。動物の生態・習性・生理や飼育方法等の専門知識や特別な設備が必要となります。一般的には、家庭動物としては不向きなものが多いので、本当に一生面倒を見ることができるのかを慎重に判断する必要があります。

4 飼い主の責任

- ① 家庭動物には名札や脚環、マイクロチップなどを装着し、飼い主がだれであるかわかるようにしましょう。
- ② 家庭動物の数が増えすぎて、近隣の人たちに迷惑をかけないように注意しましょう。責任をもって飼うことができない場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限を行いましょう。



- ③ 人と動物の共通感染症について、正しい知識をもち、感染防止に努めましょう。
- ④ 飼い主は、必要な運動、給餌、給水、病気やけがの防止により、動物の健康や安全を守りましょう。
- ⑤ 飼い主は、動物のふん尿、その他の汚物を適切に処理して、清潔を保ち、周辺的生活環境の保全に努めましょう。
- ⑥ 飼育する施設（小屋・柵・鳥かご等）は常に点検し、逸走防止に努め、万が一、家庭動物等が逃げ出した場合には、飼い主の責任において速やかに探し、捕獲しましょう。
- ⑦ 飼い主は、地震や火災等の非常災害に対応できるように、移動手段を事前に確認するほか、非常食の準備等、避難に必要な準備をしておきましょう。

5 犬の飼い方

- ① 柵等で囲まれた飼い主の敷地内、室内、または人の生命や財産などに危害を加えず、人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないようにしましょう。
- ② 犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないよう注意しましょう。
- ③ 飼い主は犬による危害や迷惑を防止するため、適切なしつけや訓練をしましょう。
- ④ 屋外で運動させる場合には、原則として引き運動を行い、犬を制御できる者が行いましょう。
- ⑤ 子犬を譲渡する場合には、母犬から乳をもらっている間の譲渡は避け、社会化期*を経た後に譲渡するように努めましょう。

